五　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

六　平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

第五十六条　法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条　法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第一項の返還の期限又は返還の方法の決定に関する事務

三　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の返還の期限の猶予若しくは同条第三項の返還の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資金の回収に関する事務

第五十八条　法別表第一の八十二の項の主務省令で定める事務は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第九十五条の処遇改善の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十九条　法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十条　法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する事務

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務

五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務

第六十一条　法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第五十九条第一項の相手国法令による申請等に係る文書の受理又は送付に関する事務

二　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第六十条第一項又は第二項の保有情報の提供に関する事務

第六十二条　法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条　法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十四条　法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第六十五条　法別表第一の九十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条　法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十七条　法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附　則

この命令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「設置される」の下に「市町村の区域内若しくは」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。